パブリックコメント用

柏市災害時受援計画（改定案）

令和３年（2021年）６月策定
令和９年（2027年）３月改定
柏　市

目次

第１章　総論 1

第１節　受援計画策定の趣旨 1
第２節　受援計画の位置付け 2
第３節　国・千葉県の動きを踏まえた受援体制 3
第４節　受援計画の適用 5

第２章　受援体制の整備 6

第１節　基本方針 6
第２節　受援調整班の組織 6
第３節　受援調整班の役割と担当業務 6
第４節　各受援対象業務の受援担当窓口の設置と役割 7

第３章　人的支援の受入れ 8

第１節　応援職員等の受入れに関する基本的な流れ 8
第２節　受け入れ環境の整備 10

第４章　受援対象業務 12

第１節　受援対象業務選定の考え方 12
第２節　想定受援対象業務 13

第５章　応援団体別の受援体制 14

第１節　地方公共団体 14
第２節　消防機関 15
第３節　自衛隊 16
第４節　医療機関 20

第６章　物的支援の受入れ 22

第１節　物的支援（物資供給）の概要 22
第２節　物的支援の確保 23
第３節　想定される物的支援 24
第４節　物的支援の受入れ手順 25

第７章　災害ボランティアの受入れ 26

第１節　柏市災害ボランティアセンターの開設 26

第２節　ボランティア等の受入れ 26
第８章　受援力向上に向けた長期的な取り組み 28
第１節　受援計画の見直し 28
第２節　民間事業者との協力関係づくり 28
第３節　災害対策本部体制等の訓練・研修等の実施 28

第１章　総論

第１節　受援計画策定の趣旨

大規模災害が発生した場合，職員や庁舎の被災により行政機能が著しく低下する。このような状況下で，膨大な災害応急対策業務や被災者支援，さらには継続すべき通常業務に本市単独で対応することは，非常に困難であり，国，県，他自治体や民間企業，各種団体，ボランティア等からの多様な支援を円滑に受け入れ，最大限活用し，市民生活への影響を最小限とすることが重要である。

過去に発生した東日本大震災等の大規模地震においては，被災自治体の行政機能が大幅に低下する中で，被災地方公共団体だけでは十分な災害対応が困難になった一方で，広域的な受入れに対する運用方法や役割分担が明確に確立しておらず，外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない状況も発生している。

このような教訓を踏まえ，平成 24 年 6 月には災害対策基本法の改正や，平成 29 年 3 月には，内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定が進められ，受援体制を効果的に機能させるためにあらかじめ定めておくものとして，災害時に必要な資源（人的資源・物的資源）の管理，受援を担当する組織の設置等が示された。また，同じく内閣府から「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和 2 年 4 月策定，令和 7 年 4 月改定）」が示され，受援計画を策定する上で留意すべき事項等が示されている。

本市では，大規模な災害時における行政機能の継続性の確保に向け，令和 2 年 3 月に「柏市業務継続計画＜地震編＞[1]」（以下「業務継続計画」という。）を策定し，災害発生後に実施すべき非常時優先業務の選定及び人的資源・物的資源の分析を行った結果，本市の自助努力のみならず外部からの応援が必須であることが明らかとなった。

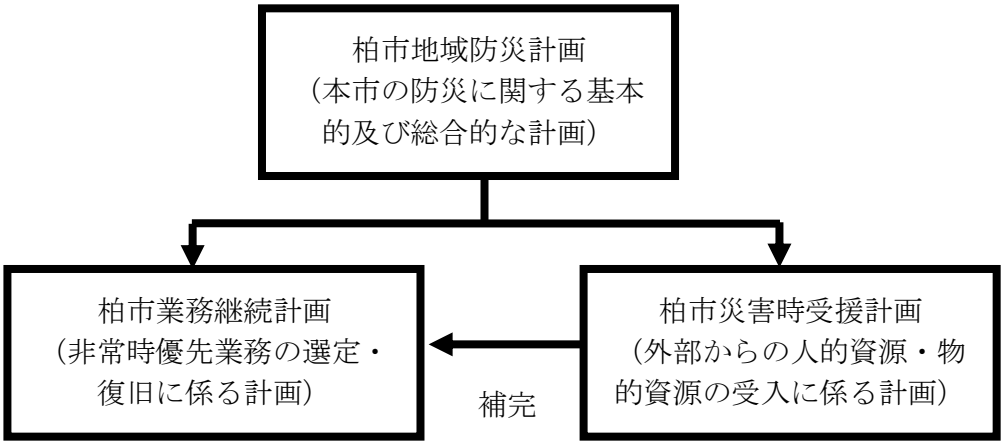
以上のことから，大規模災害発生時に外部からの応援を円滑に受け入れ，人的資源・物的資源を非常時優先業務に効果的に配置し，業務継続計画の実行性を担保することを目的として本計画を策定するものである。

[1] 災害時において，市庁舎の損壊や職員の罹災，ライフラインの途絶などの制約がある状況下でも，災害応急業務や最優先すべき通常業務を中断せず，あるいは早期に再開・継続するための計画

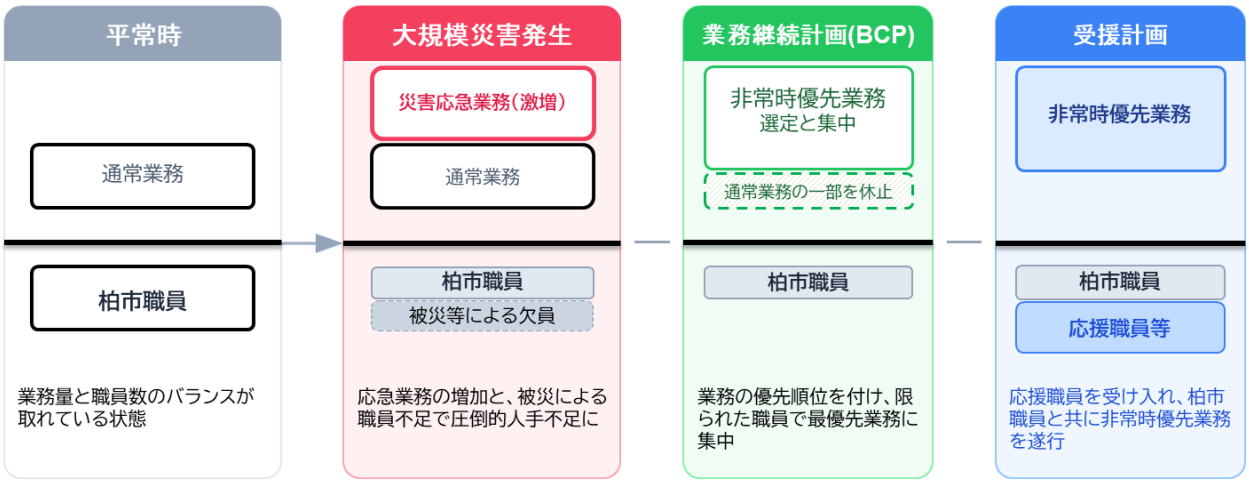
第２節　受援計画の位置付け

本計画は，柏市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の下位計画であり，業務継続計画を補完する計画として位置付ける。

受援対象となる業務は，業務継続計画で定める非常時優先業務[2]のうち，各部局等が選定する本市職員が庁内で相互応援等の支援を行っても対応することができない業務を対象とする。



【図１　受援計画の位置付け】



【図２ 受援計画と業務継続計画の関係】

[2] 大規模災害時に庁舎被災や人員・ライフライン等の資源制約がある中，市民の生命や財産・生活を守るため，不要不急の業務を休止し，目標時間内に優先的に着手・継続すべき「災害対応業務」及び「通常業務」

第３節　国・千葉県の動きを踏まえた受援体制

国が策定したガイドラインの中で，人的・物的支援における応援要請と応援受援の関係が示されている。そのため，本市においても，国や千葉県等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため，災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づく国や千葉県の動きと整合性を図りながら，受援計画を運用していく。

種別	要請先	要請内容	根拠法等
人的支援	千葉県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法第 68 条
		緊急消防援助隊[3]の応援要請	消防組織法第 44 条及び 45 条
		自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 68 条の 3 第 1 項
	他市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	災害時応援協定締結団体等	協定等に定める事項	各種災害時協定
物的支援	千葉県知事	物資または資材の供給	災害対策基本法第 86 条の 16 第 1 項
	災害時応援協定締結団体等	物資の供給	各種災害時協定

【表１　受援に係る法的根拠等】

また，震度 6 弱以上の地震を観測した場合は，原則として発災後 12 時間以内に，本市のトップマネジメントの稼働状況や人的・物的体制の参集・損壊状況等について，「市町村行政機能チェックリスト（千葉県大規模災害時応援受援計画様式 6）」を取りまとめ，千葉県へ報告する。これにより，発災直後から本市の被害・行政機能の低下状況を県及び国と迅速に共有し，必要な応援を円滑に受けるための初動受援体制を確保する。

[3] 国内で発生した大規模災害等に対応するため，消防組織法に基づき全国の地方自治体の消防本部が編成し，都道府県の境界を越えて被災地の消防・救助活動を支援する広域応援の専門消防部隊。

様　式　6

市町村行政機能チェックリスト

＜送付先＞千葉県市町村課（FAX500-7028　TEL500-7216）

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課（FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516）へ送付

市町村行政機能即報
（チェックリスト）

総務省受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名　　氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 （派遣元　　）

1．トップマネジメントが機能しているか　□はい　□いいえ

①市町村長の安否は確認できたか　□はい　□いいえ

（市町村長不在の場合、代行者の職名氏名＿＿＿＿＿＿＿＿）

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか　□はい　□いいえ

③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか　□はい　□いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）　□はい　□いいえ

⑤特記事項

2．業務実施体制（人的体制）は整っているか　□はい　□いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか　□はい　□いいえ

（職員の参集状況約＿＿＿％　（業務等実施予定職員約＿＿＿名中約＿＿＿名参集））

②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか　□はい　□いいえ

③特記事項

3．業務実施環境（物的環境）は整っているか　□はい　□いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか　□はい　□いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか　□はい　□いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか（停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など）　□はい　□いいえ

④特記事項

※　第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。

【様式　市町村行政機能チェックリスト】

第４節　受援計画の適用

大規模災害発生時に本市の人的・物的資源が不足し，業務継続計画の実行に支障をきたすおそれがある場合，受援計画を適用し，応援要請を行い受援体制を確立する。

１　適用要件

(1) 地域防災計画で想定している大規模災害が発生し，本市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され，災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合。

(2) 上記に満たない災害であっても，市長が特に必要と認めた場合。

２　受援想定期間

災害対応等により市内に混乱が予想される発災時から１か月を目安とし，可能な限り早期に本市主体の体制へ移行（応援の受入れを終了）できるよう努める。ただし，災害規模や被災状況等によっては，必要に応じ，１か月以降の受入れを継続する。

３　長期化への対応

大規模災害への対応は，被害が甚大かつ広範囲にわたるため，復旧・復興への取組は長期化する場合が多く，職員の疲労蓄積が懸念される。

市は活動の長期化を見込み，職員の健康・安全面を考慮したローテーション勤務を実施する。応援に来た他自治体職員には，ローテーション勤務の実施に関する理解を求めるとともに，実施にあたっては，業務の内容やこれまでの経緯等を把握している本市職員が一度に入れ替わることがないように，業務の継続性が確保された引継ぎ体制を構築する。

４　外部からの応援種類別受入れ想定時期

外部からの応援の受入れ想定時期は災害規模，被災状況等にもよるが，おおむね下図のとおりである。

応援の種類		受入想定時期					
		発災から3時間程度	3時間から24時間程度	24時間から72時間程度	4日目から1週間程度	1週間から1か月以内	1か月以上
人的支援	警察・消防機関	■	■	■	■	■	
	自衛隊	■	■	■	■	■	
	医療機関	■	■	■	■	■	
	地方公共団体			■	■	■	■
	協定締結民間団体			■	■	■	
	ボランティア・ＮＰＯ				■	■	■
物的支援	国プッシュ型[4]				■	■	
	千葉県		■	■	■	■	
	協定締結民間団体			■	■	■	
	地方公共団体			■	■	■	

【図３　外部団体からの受入れ想定時期】

[4] 大規模災害発生当初に，国が被災地からの具体的な要請を待たずに，避難者に必要不可欠と見込まれる物資を調達し，被災地へ緊急輸送する一連の支援のこと。

第２章　受援体制の整備

第１節　基本方針

大規模災害時において，多種多様な人的・物的支援を迅速かつ的確に受け入れ，非常時優先業務へ効果的に配置するためには全庁的な調整窓口と現場の受入窓口の連携が不可欠となる。

本市では，災害対策本部での応援要請決定後に，災害対策本部の総合調整室[5]に全庁的な調整を担う受援調整班を設置するとともに，各非常時優先業務を所管する部局に受援担当窓口を配置し，組織横断的な受援体制を構築する。

なお，第１章第４節１適用要件(2)の場合は，受援調整班の機能を総務部（人的）・経済産業部（物的）が担う。※人的支援のうちボランティア全般は福祉部が担う。

第２節　受援調整班の組織

１　受援調整班（人的）の組織

(1) 受援調整班（人的）に班長，副班長及び班員を置く。
(2) 班長，副班長及び班員は，あらかじめ指名した者をもって充てる。
(3) 本部長は，必要と認めるときは，班員を追加して指名する。

２　受援調整班(物的)の組織

(1) 受援調整班（物的）に班長，副班長及び班員を置く。
(2) 班長及び副班長は，あらかじめ指名した者をもって充てる。
(3) 本部長は，必要と認めるときは，班員を追加して指名する。

第３節　受援調整班の役割と担当業務

受援調整班には，応援の受入れの調整窓口として「庁内関係各課と調整する」ことをはじめ，どれだけの人的・物的資源の応援ニーズがあるかを把握し，また，応援の受入れ状況に応じ，今後調達すべき資源を見積もり，整理する等の多岐にわたる役割がある。

ただし，各課等において応援受援の体制が構築されている業務については，当該各課等が調整窓口を担い，受援調整班は受援状況の共有を受ける。

１　受援調整班（人的）の担当業務

(1) 応援自治体等との連絡調整に関する総合窓口
(2) 人的応援の提供に係るニーズの把握等の各対策部との連絡調整
(3) 各業務等のニーズに基づく人的応援の要請，情報発信
(4) 人的応援の申し出の受付及び記録，管理
(5) 人的応援等に係る全体調整会議の開催
(6) 応援職員が円滑に活動するための環境整備・支援

[5] 災害対策本部に設置し，本部の事務を総合調整し，各部局間の連絡調整を行う。

(7) その他応援職員の受入れ及び活動支援に係る情報の収集・提供

2 受援調整班（物的）の担当業務

(1) 物資供給元との連絡調整に関する総合窓口

(2) 物的応援等の提供に係るニーズの把握等の各対策部との連絡調整

(3) 各業務等のニーズに基づく物的応援の要請，情報発信

(4) 物資支援の申し出の受付及び記録，管理

(5) 物資の調達・配分等に係る定期的な全体調整会議の開催

(6) 物資集積拠点・物流拠点の円滑な運営管理に向けた環境整備・支援

(7) その他物的応援の受入れ及び拠点運営に係る情報の収集・提供

第４節　各受援対象業務の受援担当窓口の設置と役割

各受援対象業務に受援担当者（以下，「受援担当者」という。）を複数名置く。受援担当者は，各業務における人的・物的資源ニーズを把握するとともに受入れ状況を整理し，受援調整班と連絡調整する。また，他の自治体等の応援側の担当者と受入れや役割分担について調整する。

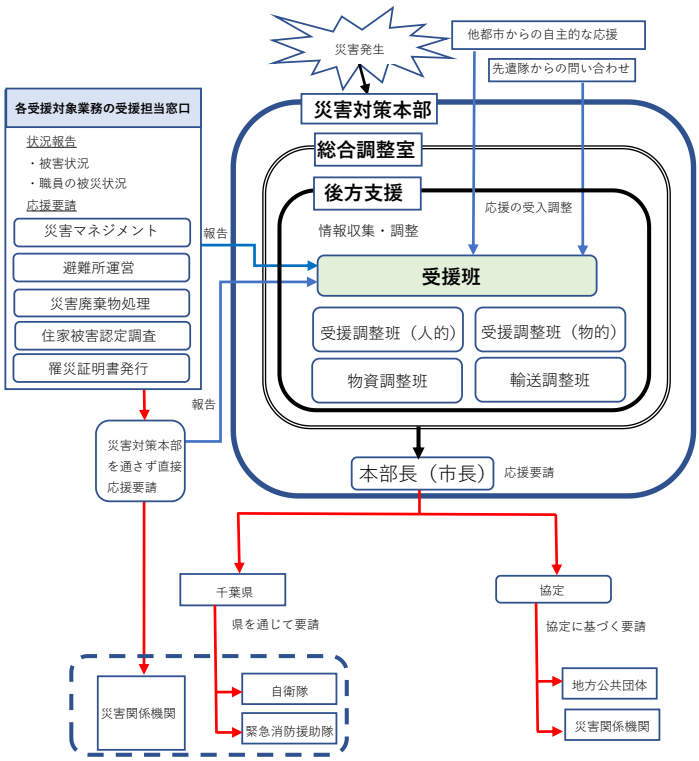
1　受援担当者の担当業務

(1) 応援職員・物資等の受入れ

(2) 受援調整班（人的または物的）との連絡及び調整

(3) 応援職員・物資等の連絡及び調整

(4) その他円滑な受入れに係る環境整備

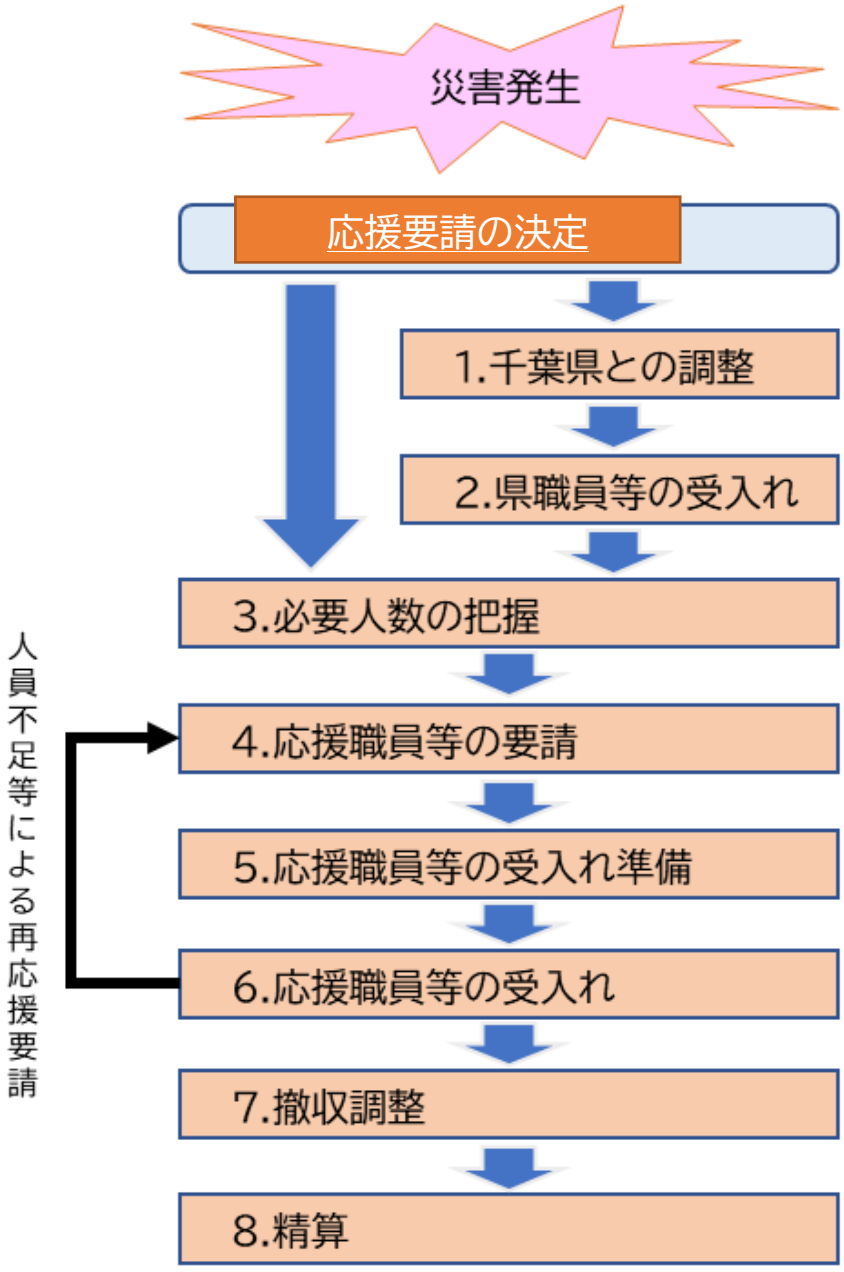


【図４　受援体制図】

第３章　人的支援の受入れ

第１節　応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における，災害発生後の応援職員等の受入れの基本的な流れを示す。



1　千葉県との調整

(1) 市は，被災状況や職員の参集状況等を踏まえ，県に対し，応援の必要性並びに必要な応援内容及び応援規模等を相談する。

(2) 市は，応援職員等の要請や災害マネジメント[6]について不安のある場合は，県と調整の上，それらに関して知見のある県職員や被災市区町村応援職員確保システム[7]に基づいた総括支援チームの派遣を要請する。

2　県職員等の受入れ

市は，県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し，受入れ環境を準備する。

3　必要人数等の把握

受援担当者は，あらかじめ受援対象業務の実施に必要な応援人数を見積り，受援調整班（人的）に報告する。

4　応援職員等の要請

(1) 受援調整班（人的）は，受援対象業務，必要な応援人数を取りまとめ，本部長の承認を受け,受援方針を受援担当者に伝達する。

(2) 受援担当者は定められたルール等に基づき県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。

5　応援職員等の受入れ準備

受援担当者は，あらかじめ定められた活動拠点，資機材，指針・手引き等を準備する。

6　応援職員等の受入れ

(1) 受援担当者は，応援職員等が到着した際，速やかに受付を行い，団体名，氏名，活動期間，宿泊場所等を明記した「応援職員等名簿」を作成・管理する。

(2) 受援担当者は，応援職員等が行う業務の目的や手順，安全管理上の注意事項等について説明を行い，状況認識の統一を図る。

(3) 受援担当者は，応援職員等と定期的に打合せを行い，災害対策本部の方針や指示を伝え情報共有を図るとともに，応援職員等による活動状況等を確認し，必要に応じて改善に努める。

なお，本市職員と応援職員間における連絡調整や状況報告については，オンラインコミュニケーションツールを活用し，リアルタイムな情報共有と意思疎通の円滑化に努める。

(4) 受援担当者は，受援調整班（人的）に定期的に進捗状況等を報告する。

(5) 受援調整班（人的）は，応援職員等の代表者等が市の災害対応全般を把握する機会として，必要に応じて，災害対策本部会議への出席を依頼する。

[6] 大規模災害時に被災自治体へ派遣され，首長や幹部の意思決定を補佐し，受援体制の確立や災害対応全般の適切なマネジメントを専門的に統括・支援する役割を担う。

[7] 大規模災害時に総務省や自治体団体が連携し，全国の地方公共団体から被災市区町村へ避難所運営や罹災証明書発行等の応援職員を迅速に派遣・確保する仕組み。

7　撤収調整（受援の終了）

受援担当者は，受援対象業務の進捗状況を踏まえて，応援の終了時期を検討した上で，受援調整班（人的）及び応援職員等と協議し，各者了解のもとで応援の終了時期を決定する。

8　精算

受援調整班（人的）は，都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ，実費・弁償の手続きを行う。

第２節　受け入れ環境の整備

応援職員等の受入れにあたり，衣食住については応援側自治体等における「自己完結」を基本とする。しかしながら，被災状況によっては応援自治体等における衣食住の確保が困難となる場合が想定される。そのため，本市においては，応援職員等が到着後速やかに能力を発揮してもらえるよう，平時から業務や活動を実施するためのスペースや資機材の確保及び維持管理の検討に努めるものとする。

1　受入環境の整備

(1) 執務スペースの確保

受援調整班（人的）は，被災市町村の災害マネジメントを支援するため派遣される県職員，総括支援チームその他応援職員等を受け入れることを想定した執務スペースを確保する。

また，受援担当者は，受援調整班（人的）と調整し，各受援対象業務ごとに応援職員等を受け入れる際に必要となる執務スペースを確保する。

なお，執務スペースの確保にあたっては，感染症対策を考慮の上，確保に努めるものとする。

(2) 駐車スペースの確保

受援担当者は，受援調整班（人的）と調整し，応援車両等のための駐車スペースを確保する。

(3) 宿泊場所

ア　宿泊可能施設のリスト化

応援職員等に対して迅速に紹介できる，ホテル・旅館等の宿泊場所のリスト化を進める

イ　公共施設の活用及び広域活動拠点（ベースキャンプ）等の設置検討

宿泊場所の確保が困難な場合には，避難所となっていない公共施設や庁舎等の空きスペース，会議室等を宿泊場所として提供できるよう検討する。

なお，検討にあたっては，女性職員も安全・安心に活動できるよう女性専用の宿泊スペース，更衣室・テントの設置等の環境を整備することを踏まえ検討する。

さらに，甚大な被害により市内での宿泊施設の確保が著しく困難な場合に備え，国や県と連携した広域的な活動拠点（ベースキャンプ）の設置や，キャンピングカー・トレーラーハウス等の移動型宿泊施設の活用について，関係機関との調整等の準備に努める。

(4) 情報通信・連絡環境の整備及び遠隔支援（リモート受援）の検討

ア　情報通信環境の整備

応援職員の受入れ時に迅速かつ確実な情報共有を図るため，アカウント管理や運用ルール等を平時から整理し，円滑な運用環境の整備に努める。

イ　デジタル技術を活用した遠隔支援（リモート受援）の検討

市内での宿泊場所の確保や現地への移動が著しく制限される状況においても円滑に支援を受けられるよう，デジタル技術や通信環境を活用した遠隔支援（住家被害認定調査における画像判定や，コールセンター業務・各種専門相談等の遠隔対応等）の活用について，平時から受入体制や運用の検討に努める。

2　健康管理・安全面への配慮

不慣れな環境で活動する応援職員等の心身の負担を軽減するため，市職員と同様に，安全衛生管理や定期的な休憩の取得，ローテーション勤務の実施等，メンタルヘルス等に配慮した環境整備を行うものとする。

第４章　受援対象業務

第１節　受援対象業務選定の考え方

大規模災害発生時に外部からの人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理した。「柏市業務継続計画＜地震編＞」等により定めた業務のうち，各部局等の人員状況や過去の災害経験等を勘案し，以下の基準により選定した。

※　受援対象業務の選定にあたっては，以下の条件により選定した。
- 発災後の短期間に大量の人的・物的資源を必要とする業務
- 経験や専門的スキルの必要な業務で，庁内組織の体制や能力だけでは実施が困難な業務（専門職が行う業務を含む）
- 上記２つの条件には該当しないが，各部局として受援が必要と想定される業務

なお，消防局は，別途受援計画を策定しているため，受援対象業務の選定から除外した。また，自衛隊や緊急消防援助隊，DMAT[8]等，既に確立した支援枠組みのある受援対象業務は，本計画と十分に調整を図ることとする。

業務継続計画の参集可能人数・必要人数　（単位：人）

フェーズ	1				2	3	4
区　分	A ～3 時間	B ～12 時間	C ～24 時間	D ～72 時間	E ～ 1 週間	F ～ 2 週間	G ～ 1 か月
参集可能人員	561	943	1,216	1,971	2,115	2,273	2,273
非常時優先業務必要人数	1,811	1,791	1,539	2,229	2,365	2,442	3,503
過不足数（受援見込人数）	1,250	848	323	258	250	169	1,230

※参集可能人数の総数 2,273 人は，平成 31 年 4 月 30 日現在の消防局職員を除く職員数

[8] 災害時において，24 時間体制で重症急性期傷病者の受け入れや DMAT の派遣等を行う「拠点病院」（慈恵医大柏病院等）と，初期・中等症の傷病者対応に協力する医療機関。

第２節　想定受援対象業務

主な受援対象業務は以下のとおり。

なお，想定受援対象業務の具体的手順，執務場所，必要資機材，要請人数の考え方等については，業務ごとに別冊「受援シート」として整理している。発災時においては，受援対象業務番号及び担当部署に対応する別冊の受援シートを速やかに参照し，必要に応じて，受援手続及び受入準備を進めるものとする。

①災害対策本部運営・災害マネジメント
②避難所運営
③物資・物流
④建物・宅地等の応急危険度判定
⑤住家被害認定調査・罹災証明書発行
⑥被災者支援・相談業務
⑦住宅・インフラ応急復旧
⑧公共土木施設災害応急対策
⑨保健・医療・福祉
⑩環境・衛生（災害廃棄物処理を含む）
⑪応急給水
⑫その他

第５章　応援団体別の受援体制

大規模災害においては，応援団体ごとに専門性や活動の枠組みが異なる。本市では，各応援団体の特性を理解した上で，速やかに地方公共団体，消防機関，自衛隊等の各応援団体へ応援要請を行うため，要請内容や受入手順について，以下のとおり定める。

第１節　地方公共団体

１　自治体間相互応援協定に基づく受援

本部長は，災害時相互応援に関する協定を締結している自治体に対し応援要請を行うことができる。なお，対象業務，要請手続き，要請事項は各協定の定めによるものとする。

協定名称	協定締結先
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村
災害時における東葛飾地域市間の相互応援に関する基本協定書	市川市，船橋市，松戸市，野田市，流山市，我孫子市，鎌ケ谷市，浦安市
災害時における相互応援に関する協定	茨城県水戸市，神奈川県綾瀬市，福島県只見町，青森県つがる市
中核市災害相互応援協定	全国各中核市（全国62市）

２　千葉県

本部長は，災害対策基本法の規定に基づき，千葉県知事（以下「知事」という。）に対し，応援を求め，または災害応急対策の実施を要請することができる。

３　他の市町村

(1) 応急対策職員派遣制度（総務省）

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合，以下の体制で全国からの応援を円滑に受け入れる。

ア　避難所の運営，罹災証明書の発行等の災害対応業務の支援

避難所の運営や罹災証明書の発行等，膨大なマンパワーを要する非常時優先業務を実施するため，本市を原則１対１で継続的に支援する「対口支援団体（カウンターパート）」から，「対口支援チーム」を受け入れる。

イ　災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

災害対応の初動期等において，災害マネジメントについて支援が必要な場合，災害対応業務に知見のある「災害マネジメント総括支援員」等で構成される「総括支援チーム」を先遣隊として受け入れる。

(2) その他

災害応急対策の実施のため必要があるときは，災害時応援協定を締結していない市町村に対しても，災害対策基本法の規定に基づき，応援を求めることができる。

第２節　消防機関

消防機関に係る受援は，千葉県内の消防力で対応できる場合は「千葉県消防広域応援基本計画」に基づくが，本計画では，柏市内及び千葉県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合に発動される「千葉県緊急消防援助隊受援計画」，「柏市緊急消防援助隊受援計画」等に基づく，緊急消防援助隊の受援について整理されている。

なお，応援要請，受入準備，活動拠点，宿営場所その他の具体的な事項については，消防局が対応するものとし，本計画では，災害対策本部への情報共有及び全庁的な調整に関する事項を定める。

１　応援要請

地震，大規模火災等の災害が発生し，柏市内及び千葉県内の消防力では十分な対応が困難となるおそれがある場合，消防局は災害の発生状況や被害状況等を把握し，緊急消防援助隊の応援要請の判断に必要な情報を災害対策本部へ提供する。

災害対策本部は，消防局から提供された情報その他の被害情報等を踏まえ，緊急消防援助隊の応援要請について総合的に判断し，本部長が緊急消防援助隊の応援要請を決定する。

消防局は，本部長の決定を受け，緊急消防援助隊の応援要請に係る関係機関との連絡調整その他必要な対応を行う。

２　受入準備

消防局は，被災状況等を踏まえ，応援部隊の受入れに必要な活動拠点，燃料補給体制，宿営場所その他の受入環境を確保するなど必要な準備を行う。これらの確保に当たり，消防局のみで対応することが困難な場合又は関係部局が所管する施設・資源の使用その他全庁的な調整が必要な場合は，災害対策本部及び関係部局と連携して対応する。

３　宿営予定地域

応援部隊の宿営予定地域は，被災状況等を踏まえ，宿営スペースその他の受入条件を考慮して消防局が選定する。選定した地域が被災状況や利用状況等により使用できない場合は，必要に応じて代替地を選定する。また，宿営場所の確保又は利用に当たり，全庁的な調整が必要な場合は，災害対策本部及び関係部局と連携して対応する。

４　ヘリコプター臨時離着場一覧

第６章第３節２　ヘリコプター臨時離着場一覧を参照

第３節　自衛隊

１　派遣要請の判断

本部長は，災害が発生し，又はまさに発生するおそれがあり，応急措置を実施するため，次の三要素を満たす場合，知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し，必要と判断される場合に実施される。

また，通信の途絶等により，知事との連絡が不能な場合，市は自衛隊に災害の状況を通知することができる。通知を受けた自衛隊が，直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合も災害派遣（自主派遣）が実施される。

（三要素）

・公共性（こうきょうせい）
公共の秩序を維持する観点において，妥当性があること。

・緊急性（きんきゅうせい）
状況から見て，人命や財産の保護のために差し迫った必要性があること。

・非代替性（ひだいたいせい）
自衛隊の部隊等が派遣される以外に，他に適切な手段がないこと（警察や消防，自治体などの力だけでは対応できないこと）

２　派遣要請の手続

(1) 知事へ要請する場合

本部長は，災害派遣となる事態が発生し，自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は，災害対策本部総合調整室長に命じて，県に以下の事項を明記した文書をもって行うものとする（1 部提出）。

ただし，緊急を要する場合にあっては，口頭，電信又は電話で要請し，事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　連絡場所，連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(2) 本部長から通知する場合（知事へ要請できない場合）

緊急避難，人命救助等の場合で，事態が窮迫し，知事に要請する暇がないとき，若しくは通信の途絶等により知事への要請ができないときは，直接，陸上自衛隊後方支援学校需品科部（松戸駐屯地）へ通報する。ただし，事後速やかに所定の手続きを行う。

第　　号
年　月　日

千葉県知事　　様

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の情況

(2) 派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間
年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4　その他参考となるべき事項

【様式:自衛隊の災害派遣要請について】

3　災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両，航空機等状況に適した手段によって，情報収集活動を行い，被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され，避難，立ち退き等が行われる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。また，地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合，駐屯地司令等は，受入可能な範囲で避難者等を受け入れ，避難者等に対して，所要の支援を実施するものとする。なお，避難者等については，原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし，避難者等を受け入れる場合，駐屯地司令等は，地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置，避難所等への早期移管等を調整する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常，他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作成，運搬，積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火に当たるが，消火薬剤等は，通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路等の交通路上の障害物の除去	道路もしくは水路が損壊し，または障害物がある場合は，それらの啓開，または除去に当たる。
応急医療，救護及び防疫	被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行うが，薬剤等は，通常，県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食，給水及び入浴支援	被災者に対し，給食，給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき，被災者に対し生活必需品等を無償貸与，または救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて，火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

※　防衛省防災業務計画による。

4　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は，知事からの要請に基づいて行われるのを原則とするが，要請による災害派遣を補完する措置として，以下のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがあるため，留意しておく必要がある。

(1) 災害に際し，通信の途絶等により，知事との連絡が不能で，自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から，直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(2) 災害に際し，関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため，自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(3) 災害に際し，自衛隊が実施すべき救援活動が明確で，当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

(4) 庁舎，営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

5　受入体制の確保

知事への要請後，自衛隊から災害対策本部に連絡員が派遣されるので，当該連絡員と以下の内容について調整し受入体制の確保を行う。

(1) 作業計画及び資材等の準備

本部長は，自衛隊に対する救援活動の要請にあたっては，どのような分野（捜索救助，救急，緊急輸送等）について，どの程度要請するのか，具体的に実効性のある計画を作成するとともに，必要な資機材を準備する。

(2) 活動拠点の確保及びヘリコプター臨時離着場等使用の通報

本部長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点，ヘリコプター臨時離着場及び宿舎等必要な設備について，関係機関等と協議のうえ，使用調整を実施し部隊に通報する。

なお，活動拠点の確保にあたっては，施設土地等の使用に関して管理者の了解を得ると共に，関係機関との連絡調整を実施する。

ア　活動拠点一覧

連番	施　設　名　称	所　在　地	連絡先等
1	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ケ谷 1614	04-7191-2321 （内）2213
2	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実 17	047-387-2171 （内）203

イ　ヘリコプター臨時離着場一覧

第６章第３節２　ヘリコプター臨時離着場一覧を参照

(3) 派遣部隊受け入れ

本部長は，知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき又は自衛隊が自主派遣されたときは，部隊を受け入れる。その後，派遣部隊の到着後，県へ受入れた旨を報告する。

業務実施期間中，市は自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう，重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮するため，派遣部隊指揮官と応援業務計画等について協議・調整を行い，業務の推進を図ることとする。

(4)　派遣部隊の撤収要請

本部長は，災害派遣の目的を達成した場合又はその必要がなくなった場合に，速やかに文書をもって知事に対してその旨を報告する。

ただし，文書による報告に日時を要するときは，口頭又は電話等をもって連絡し，その後文書を提出する。

第４節　医療機関

医療機関からの応援の受入れは，柏市救護本部[9]（以下「救護本部」という。）が一括して行い，救護本部に配置される災害医療コーディネーター[10]の助言・指導のもと，被災の程度に応じて配置先等を決定する。救護本部が設置されていない場合は，健康医療部がその機能を担い，必要に応じて総務部と連携する。

１　応援要請

(1) 柏市医師会等への要請

救護本部は，必要に応じて，柏市医師会または個別会員医師等に対して，災害現場や救護現場，人員が不足する災害拠点病院[11]等への出動に加え，トリアージ・治療等，各種医療救護活動の応援を要請する。

(2) 千葉県災害医療本部・DMAT への要請

救護本部は，必要に応じて，千葉県災害医療本部へ医療救護班の派遣要請を行い，DMAT 活動拠点本部へ DMAT の派遣を要請する。

２　応援受入れ

千葉県内外からの医療チーム等の受け入れや派遣先の調整は，救護本部が窓口となり，千葉県災害医療本部と密接に連携して行う。また，救護本部は，応援に駆け付けた医療チーム等が円滑かつ効果的に活動できるよう，以下の受入環境の整備に努める。

(1) 調整機関との連携（DMAT 等の受入れ）

DMAT の受け入れや活動調整については，千葉県災害医療本部内に設置される「DMAT 調整本部」及び災害拠点病院等に設置される「DMAT 活動拠点本部」と情報共有を図り，適切な連携体制を構築する。

(2) 参集場所・活動拠点の確保

救護本部は，災害医療コーディネーターの助言のもと，応援医療チームの参集場所を指定するとともに，医療救護所となる施設等の活動拠点を確保する。

[9] 健康医療部長が本部長となり，柏市医師会等と協力して設置する救護組織。市内における災害時の医療救護活動の総合調整，トリアージ，応急救護所の展開，医療ニーズに応じた救護班の配置等を担う。

[10] 災害時に救護本部等に配置され，市内の医療機関等の被災状況や負傷者の発生状況（医療ニーズ）を集約し，医療スタッフの派遣や傷病者の搬送先の総合調整を行う医師などの専門家。

[11] 災害時において，24 時間体制で重症急性期傷病者の受け入れや DMAT の派遣等を行う

(3) 医薬品・資機材等の確保体制

医療救護活動に必要な医薬品や資機材等が不足した場合は，救護本部を通じて，千葉県災害医療本部，柏市薬剤師会，医薬品等卸売業者等に協力を要請し，活動現場への円滑な供給・補給を図る。

第６章　物的支援の受入れ

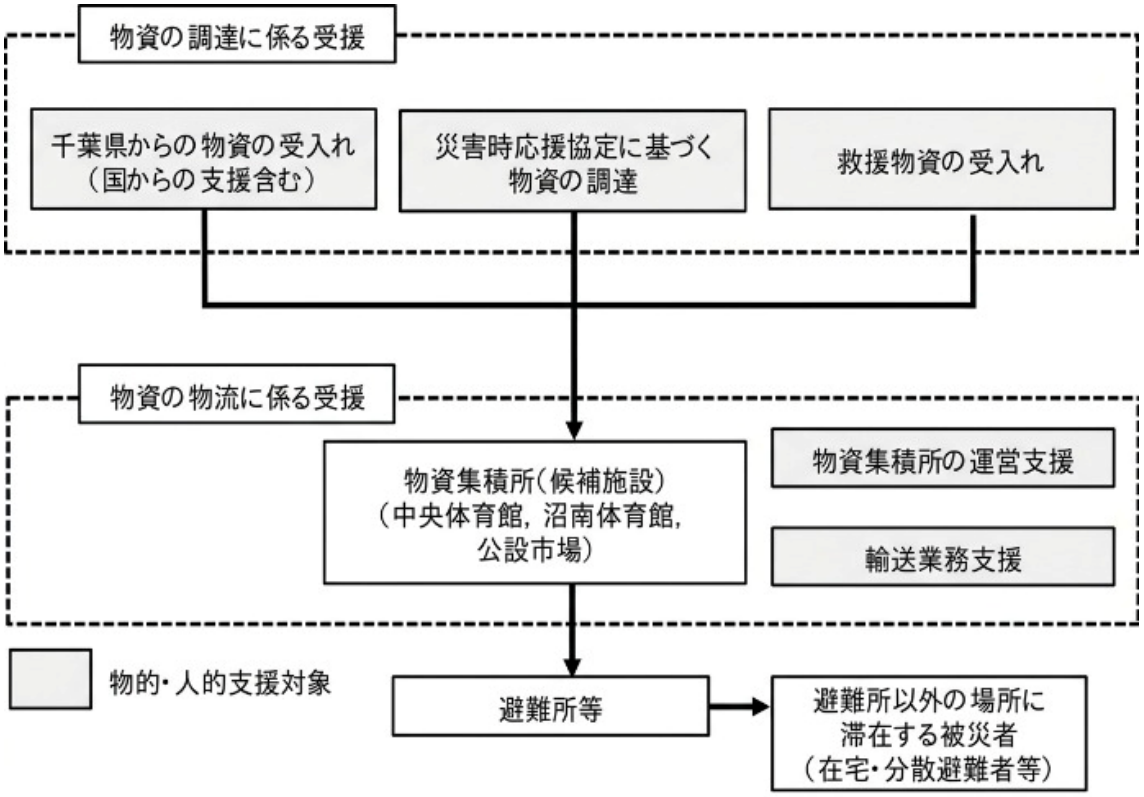
本市では，災害用備蓄品の整備を行っているが，避難生活の長期化や物流の復旧に時間を要する場合等において，物資が不足することが想定される。

また，過去の災害においても，必要な物資の不足や集積場所に物資が滞留し，避難所への配送が滞る等の混乱が指摘されている。

そこで，災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため，物資の調達及び物流について，外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

第１節　物的支援（物資供給）の概要

受援調整班（物的）は，本部長の決定を受け，食料・生活物資その他の物的支援の受入れ・管理を行うため，中央体育館，沼南体育館，公設市場のいずれかに，物資集積所を開設する。



≪図５　物的支援の概要図≫

第２節　物的支援の確保

物資需要に速やかに対応するため，民間企業等との協定等を活用し，必要な物資を確保するため，次のとおり実施する。

１　市備蓄品の活用

発災直後は，住民は自ら備蓄した食料・物資により生活するのを前提とするが，災害規模や被災状況等により，避難所等に避難した住民に対して，各避難所に備蓄されている食料等の配布を行う。初動以降，受援調整班（物的）は食料等を搬送する手配を行う。

２　協定等に基づく調達

受援調整班（物的）は，災害協定を締結している企業や団体からの物資提供及び発注による調達を行う。災害規模や被災状況等により，物資が不足する場合は，状況により，受援調整班（物的）は，災害協定未締結の民間事業者から物資の調達を行う場合がある。

【参考】柏市地域防災計画資料編 資料 18　災害時に関する各種協定締結一覧表

３　千葉県及び他自治体等からの支援

受援調整班（物的）は，千葉県及び応援協定締結自治体等に必要物資の提供を要請し，調達する。

４　個人等からの義援物資

不特定多数からの義援物資等は，仕分け作業，在庫管理等に多大な労力及び時間を要するため，原則として受け入れず，可能な限り義援金での支援を広報する。

５　物資の集積場所

災害発生時における救援物資の迅速かつ確実な供給を図るため，物資の受入・保管・仕分け・配送を担う拠点（物資集積所）をあらかじめ確保する。また，陸上自衛隊等の大型輸送ヘリコプターに対応可能な拠点をはじめ，空路輸送を担う臨時離着陸場（ヘリポート）を指定・管理し，広域的な支援物資受入体制を整備する。

６　民間リソースを活用した物流マネジメント

物資集積所から各避難所等へのラストワンマイルの物資配送が滞留することを防ぐため，民間物流事業者等との連携を強化し，平時の物資の管理等を含め，必要に応じて民間の物流に関する専門家の受入れ（物流マネジメント支援）を行う。

第３節　想定される物的支援

区　分	細　部　項　目
水・食料	□食料（おにぎり，パン）　□飲料水 □アレルギー対応食料
生活用品	□毛布，寝具　□ティッシュ（ウェットティッシュ） □食器，はし　□カイロ □洋服，下着，タオル　□生理用品 □石けん，歯ブラシ　□生活雑貨 □仮設トイレ，簡易トイレ　□投光器，発電機，冷暖房器具 □ビニール袋　□コードリール □段ボールベット，簡易ベッド□間仕切り用資材，簡易テント □エアベッド
高齢者・障害者・乳幼児用品	□乳幼児・高齢者用食料　□粉ミルク，ほ乳瓶，液体ミルク □紙おむつ，おしりふき

※　発災直後は，おにぎり，パン等，すぐに食べられる食料を必要とする。

※　衣類，日用品等は全て新品とする。

≪表 5-1 想定される物的支援(一例)≫

1　物資の地域内輸送拠点候補施設

	名称	所在地
1	中央体育館	柏下 73
2	沼南体育館	藤ケ谷 1908-1
3	公設総合地方卸売市場　※避難所対応不可	若柴 69-1

２　ヘリコプター臨時離着場一覧

名　称	所在地	発着場の広さ	可能航空機（機種：陸上自衛隊）			
			小型(OH)	中型(UH)	中型(60)	大型(CH)
柏中学校グランド	明原 4-1-1	110×70	○	○	○	×
田中中学校グランド	大室 250	110×60	○	○	○	×
富　勢運動場	根戸 507	110×90	○	○	○	×
利根運動場	弁天下地先	450×75	○	○	○	×
名戸ケ谷小学校グランド	名戸ケ谷 474	70×160	○	○	○	×
逆井中学校グランド	逆井 555	105×90	○	○	○	×
光ケ丘中学校グランド	光ケ丘 4-23-1	110×90	○	○	○	×
大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音地先	300×120	○	○	○	○
中原ふれあい防災公園	中原 1-28	30×50	○	×	×	×
手賀の丘公園運動場	片山 294	68×120	○	○	○	×

引用：柏市地域防災計画資料編　資料 33

第４節　物的支援の受入れ手順

１　必要物資の把握と不足する物資支援要請

受援調整班（物的），受援担当者や各避難所等からの必要物資の情報を取りまとめ，ニーズを把握する。

本市の備蓄物資の供給量を勘案し，千葉県を始めとした外部に支援を要請する物資の種類や量を把握し，取りまとめる。

２　物的支援の要請

物的支援の要請は，上記の結果に基づき，本部長が方針決定し，方針に基づく要請を受援調整班（物的）が行う。

３　物的支援の受入れ・輸送

受援調整班（物的）は，外部から送られてくる支援物資を物資集積所に集積し，保管や仕分け等を実施する。また，受援調整班（物的）は，物資輸送協定締結先団体及び外部からの応援職員等の協力の下，支援物資を各避難所等に輸送する。

第７章　災害ボランティアの受入れ

大規模災害時には，応援職員のみならず，災害ボランティアやNPO等からの支援も不可欠となるため，ボランティア等と協力して，被災者への効果的な支援に当たることが重要となる。

第１節　柏市災害ボランティアセンターの開設

１　基本的な考え方

大規模災害発生後，市は，把握している市内の被災状況，交通・ライフラインの状況，各関係団体の活動状況等，柏市災害ボランティアセンター[12]開設の有無に必要な情報を収集するとともに，速やかに柏市社会福祉協議会に柏市災害ボランティアセンター開設に関しての情報提供を行う。また，必要に応じ，柏市社会福祉協議会が開設・運営する柏市災害ボランティアセンターを支援する。

加えて，市は，ボランティア希望者からの問い合わせ相談に対応し，柏市災害ボランティアセンター開設に関する情報発信及び提供に努めるものとする。

第２節　ボランティア等の受入れ

１　災害ボランティア受入れの流れ

柏市災害ボランティアセンターでは，一般ボランティアの受入れのほか，被災者ニーズの把握，ボランティア関連情報の発信，コーディネート等を行う。

なお，開設・運営に係る手続等の詳細については，柏市社会福祉協議会が策定した「災害時対応マニュアル」で別途定めている。

２　専門ボランティアの受入れ

専門ボランティア関係機関等から応援の申出があった場合，受援調整班（人的）が取りまとめ，専門ボランティアの応援が必要な関係各部と連絡調整を行い，応援が必要な各部が受け入れる。

※　主な専門ボランティア（例）

①　救急，救助
②　医療，看護
③　土砂災害危険箇所の調査
④　高齢者，障害者等の介護
⑤　非常通信
⑥　資機材の輸送，特殊車両等の操作
⑦　外国語通訳
⑧　ボランティアコーディネーター等

[12] 社会福祉協議会等が中心となり，被災地でのがれき撤去や生活支援などのニーズを集約し，全国から集まるボランティアの受け入れ，登録，活動の調整や安全管理を一元的に行う臨時拠点。

３　NPO 等の民間団体による被災者支援（例）

(1) 遺留品洗浄（サルベージ）
(2) 避難所支援
(3) 入浴支援
(4) 要配慮者のケア
(5) 病院送迎，移動支援
(6) 引越し
(7) 心のケア
(8) 元気づけの行事開催
(9) 話し相手，相談，寄り添い支援
(10) 買物代行
(11) 通訳，翻訳，点訳，手話
(12) 申請手続支援
(13) 託児，学童保育支援
(14) 機材提供
(15) ペットの世話
(16) 大工，住宅補修
(17) 個別のニーズ対応等

４　情報共有会議の実施

被災者支援には行政，社会福祉協議会，NPO 等の民間団体との連携が不可欠なため，多様な支援団体と行政との調整を専門とする中間支援組織（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等）からの支援を積極的に受け入れる。その上で，必要に応じ，活動内容の共有，被災地・被災者の課題共有等を目的とした情報共有会議を実施し，被災者支援の抜け漏れや重複を防ぎながら協力して被災者支援を行う。

第８章　受援力向上に向けた長期的な取り組み

第１節　受援計画の見直し

受援計画は，PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用して，国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正も含め，計画を絶対視することなく常に見直していく。その習熟のために，各部局等において受援対象業務の内容を，研修・訓練等を通じて周知し，理解を深めていくものとする。

第２節　民間事業者との協力関係づくり

大規模災害時には，行政だけの力では到底全ての被災者ニーズに対応することはできない。また，民間事業者等は，専門的な対応力や機動力，被災者のきめ細かいニーズに対応できる等の利点がある。民間事業者等の力を最大限活用し，行政と民間事業者等が相互に得意分野を生かして役割分担することが効率的である。

また，大規模災害時において，円滑に支援を受けられるように，日頃から協力関係を構築するよう努める。

第３節　災害対策本部体制等の訓練・研修等の実施

今後，更に受援力を高めていくためには，定期的に職場内において行う図上訓練や研修等が重要となる。研修においては，大規模災害に対する職員としての心構えや責務，災害時にとるべき対応，市の体制等を確認する。災害時に行うべき業務のうち，応援を必要とする業務については，特に応援職員の視点で業務フローやマニュアルの確認，見直しをするとともに，現場における地理の把握等にも努める。